

4月末日人口

	男	女	計	世帯数
麻生地区	2,924	3,078	6,002	1,112
太田地区	1,199	1,225	2,424	385
大和地区	2,750	3,006	5,756	913
行方地区	1,410	1,491	2,901	495
小高地区	1,941	2,053	3,994	687
計	10,224	10,853	21,077	3,592

国民審査も同時に
国民審査は最高裁判所の裁判官の適否を国民の投票によって決めるもので、やめさせたり、その裁判官はやめさせられる。今度の総選挙と同時にこの国民審査が行われるが、審査に付される裁判官は次の五名である。
垂水 克己 河村 大助
下飯坂 潤夫 奥野 健一
高橋 潔

衆議院の総選挙

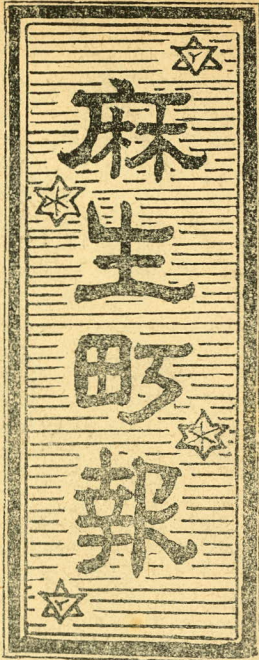
投票は五月二十二日

衆議院の解散による総選挙は五月二十二日(木曜日)に行われることになり、その選挙期日は五月一日に公示され、いよいよ総選挙の投票期が突入することになった。総選挙と同時に最高裁判所裁判官の国民審査が行われ、昭和三十三年五月以降に任命された裁判官について審査することになっている。

補充名簿の登録申請は五月九日までに
今回の総選挙と国民審査のために補充選挙人名簿が作製されるがその要件は次のとおりである。
補充名簿の登録要件
一、年令満二十年以上の者
昭和三十三年五月三日以前に生れた者
二、欠格事項に該当しない者
(一) 一般犯罪者は禁錮刑以上
(二) 選挙犯罪者は罰金刑以上
(三) 基本名簿に登録されていないもの

一、五月二日現在で引き続き三月以上麻生町に住所を有するもの(昭和三十三年二月三日以前から麻生町に住んでいるもの)
補充選挙人名簿は本人の申請がないと登録されないから申請書に記名捺印の上五月九日までに各支所に提出すること

投票管理区及び同代理者は次のとおり
投票区 投票所 投票管理者
麻生一 富田會館 山口正衛
二 公民館 正木邦司
三 本城會館 宇賀友之助
四 新原會館 池永保雄
太田一 太田支所 小島新左
二 石神會館 新堀良雄
大和一 大和支所 永作 尚
二 大和第三小学校 横山孝一
三 大和第三小学校 大原弘
行方一 行方支所 鴨下一郎
二 行方農協 根本健四郎
小高一 小高農協 鈴木忠
二 小高支所 浅野 実
三 井貝集會所 平野勝男
開票管理者 正木邦司



発行所 麻生町四番地
麻生町役場
発行人 高野 勝
印刷所 麻生印刷所

今月の税

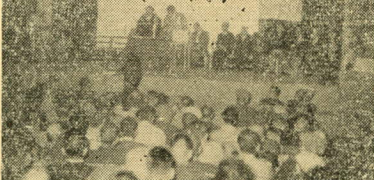
今月は軽自動車税の納期です。
納期は五月三十一日限りです。
納税組合を通じて完納いたしました。

自転車荷車税は廃止

軽自動車等は町税に
地方税法の改正により、三十三年度分から廃止され、それに伴って原動機付自転車、軽自動車及び二輪の小型自動車に對する町税として軽自動車税が創設されました。

婦人学級修了式

婦人が生活のあらゆる面について自らなやみ、自らの手で進めることがらを問題として仲間とともに考え、工夫し、実践にうつしてゆくことができたから、私達の暮らしは少しずつでもゆたかな美しきものになるのである。仲間が生活のなやみの原因を探究し、これを解消



納税組合長會議
納税組合長會議は四月十七日組合長一六八人が出席、麻生新映で行われ、七人の組合長と二四組合を表彰、三三組合に感謝状を贈った。

軽自動車税は次のような取扱になりました。
賦課期日
四月一日(新たに取得したときは月割課税)
納期 五月三十一日から全月三十一日迄
税率
一、原動機付自転車
イ、総排気量が五〇cc以下のもの年額五百円
ロ、全五〇ccより九〇cc以下のもの年額八百円
ハ、全九〇ccをこえるもの年額千円
二、軽自動車
イ、農耕作業用 年額千円
ロ、その他 年額千五百円
三、二輪の小型自動車年額二千五百円

申告
1、軽自動車税の納税義務が発生したとき十五日以内に町長に届ける
2、納税義務が消滅したとき三十日以内に町長に届ける
3、定置場、所有者、使用者型式大さき、その他変更があつたとき十五日以内に町長に届ける
但し軽自動車又は二輪の小型自動車にあつては陸運事務所に提出する書類と併せて申告し陸運事務所より縣町村會を通じて当該場に送付される仕組になつてゐる。
車輛番號及標識(舊鑑札)軽自動車及び二輪の小型自動車については今迄通り車輛番號の交付を受ける。原動機付自転車は役場に届出で標識の交付を受けなければならぬ。そのとき原動機付自転車標識交付証明書も交付されるから使用するときは常に携帯しなければならぬ。
その他細部について疑問の点は役場税務課に御問合下さい。

選挙管理委員会を選挙

臨時議會は四月二十八日招集され左の議案が議決された。
一、麻生町選挙管理委員會委員増員による委員選挙について
二、昭和三十三年度麻生町歳入歳出追加予算
選挙管理委員會は今まで三人の委員で構成され、全員が出席しなければ會議は開けなかつたわけであるが、今度地方自治法の改正により四人に増員されたので全員出席しなくても會議が開けるようになった。
新たに選挙された委員は次のとおり
大字根小屋 下河邊道翁

こと。
等で、昨年度大和婦人学級が開設され三月二十八日で全部学習時間を終了し、四月二十日終了式を行い、終了証書を授與し、成績優秀者九名を表彰した。とくにこの婦人学級の推進力となつて学級をもちそだてた香山婦人會長には教育委員會より記念品を添えて贈った。
共同募金
日赤事業資金募金に當つては町民各位の深い理解と同情によつて実施せられて來ましたが、本年度も本月を中心として全国的に募金が行われ、皆様の家庭に奉仕員が勸募に伺いますので趣旨御了察の上御寄附願います。

昭和33年度日赤募金割当表

地区別	本年度割当額	前年度実績額
麻生	50,000円	53,255円
太田	18,000	25,420
大和	43,000	48,080
行方	23,000	30,335
小高	31,000	31,550
計	165,000	188,645

(割当額は前年度同額)

心の栄養は読書で
先月號にけい載したとおり本年度も移動圖書館が巡回を始めました。十五才以上の者でステーションの所在地に住んでいる人なら一人一冊づつ借りる事ができますので、大いに利用されるようお知らせします。
なお先月號に麻生ステーションの時間が当番三、三〇となつてゐたのは印刷の誤りで、二、三〇ですから訂正します。

小作関係について

1、二つの原則
農地法は、農地の利用を安定させて農業生産を高くしようとしているのである。
農地改革で、多くの小作地が解放されて自作地になり解放を受けた人たちは、安心して耕作できるようにした。
然し小作地は地主の保有地としてのこつてゐる。この残された小作地の利用を安定させるには、まず第一に地主が勝手に小作地を取り上げるのを制限しなければならぬ。
第二に耕作者が利益をあげられるように小作料をあまり高くしないことである。この二つが小作関係についての農地法の原則になつてゐる。

国保だより

一、受診証が更新されました
四月一日から新しい受診証となりました。今まで交付されていた受診証は無効となりました。
二、受診証は診療の都度契約書の窓口で提示して下さい。
次の医師や歯科医師とは契約してありますから五割で診療を受けていただけます。診療の際必ず受診証を提示して下さい。

行方郡医師会、鹿島郡医師会、稲敷郡医師会、行方郡歯科医師会、水戸日赤、国立、県立、協同病院等に加していただける方々です。
(詳細は療養担当者一覽表) 三、診療内容は次のとおりであります。
1、診療
(往診及び処方箋の交付を含む、但し健康診断は含まない)
2、薬剤又は治療材料の支給(診療以外の薬品及び賣薬等の支給は含まない)
3、處置、手術、その他の手当

ただで借る人もいれば、小作料を拂つて借りる人もあり、又なかには農地を賃にとつてそれを耕作している人もあるかもしれない。
然しここで農地法が特に利用関係を安定させなければならぬと認めたのは、小作料を支拂つて農地を借りてゐる「賃借」による小作契約であることを。以下その主なものを述べることにする。
3、小作契約の期間が終つたときは、どうなるか
(1)、今までの考えからいへば、物や金を借りたときその借りる期間が終つたらそれを主主に返すのがほんとうであらう。
(2)、しかし建物とか土地とかの不動産の賃借はそれではこまる。今までのその建物とか土地とかを利用して生活をし、商賣をしあるいは生産をしてきたのに期間がきたらか

農地法早わかり② 農民の憲法

らといつてすべて御破算にしてしまふのでは生活は不安だし、生産もあがるはずはない。そこで世界各國とも不動産の賃借関係は、特別あつかひになつてゐる。これが期間がきつても持ち主の方に、その不動産を自分で利用しなければならぬ等の特別の事情がないかぎり契約は強制的につづけさせる制度である。
(3)、農地の場合はその通りである地主の場合を例をとつていへば「期間がきたらそのあとにはもう貸さない」という通知(更新拒絶の通知という)が更新拒絶の通知といふ。

を期間のきれる一年前からおそくとも六月前までにしなければ、小作契約は期間が終つたあとでも自動的にまた契約もしないかぎり、小作契約は地主や小作農の意向に關係なく自動的に更新してしまふのである。
4、小作契約を打ちきるためにはどうするか
(1)、小作契約を打ちきる方法としては3に書いた更新拒絶のほかに契約の解除、解約の申込み、合意解除がある。
(2)、契約の解除といふのはたといば小作農が小作料の支拂をしないなど農地を借りていない者として当然しなければならぬことをしない(債務不履行)場合に一方的に契約関係をなくすることである。
(3)、もし農地法というものがなければ地主は期間のとりきめがある小作契約の場合にはそれが終つたときに更新拒絶を、期間のとりきめのないときにはいつでも解約の申込みを相手に要求することができない。知事の許可をえられなければ、小作契約は地主や小作農の意向に關係なく自動的に更新してしまふのである。

世帯に移動があつたときは 受診証に検印をうけて下さい

て下さい。療養費の請求には療養費支給申請が必要であります。その用紙は各地区の支所又は本廳の保険課にあります。
四、その他の支給
イ、助産費 一件五〇〇円
ロ、葬祭費 一件五〇〇円
各地区の支所又は本廳の保険課へ受診証と印鑑を持参して申請すれば支給されます。
五、保険税は納期の都度必ず納めて下さい。
八、については麻生町役

場國民健康保険課に問合せて下さい。

國民健康保険療養費 担当者一覽表	
一、行方郡医師会	麻生町
小沼 祐	小島 利明
朝倉 謙	高須 久
福井 美子	高須 八枝
田谷 利光	石嶋 昭彌
潮來町	大久保清衛
大久保清衛	可兒貞次郎
中 武雄	立原 義夫
石毛 晃	箕輪 鈔
大久保清倫	草野 長一
田口 允也	
牛堀町	方波見 誠
方波見 誠	久保 浩二
松崎 泰	大崎 壽雄
玉造町	金塚 憲吉
金塚 憲吉	白井 正幹
方波見 敏夫	岩本 留吉
堀 芳郎	關野 吉朗
北浦村	眞家 國武
眞家 國武	久米 孝壽
横瀬 俊夫	根本 潤一
石橋 孝之	
二、行方郡齒科醫師會	麻生町

新井田新助	廣岡 勇
山口 省吾	新井田俊典
潮來町	朝倉升次郎
朝倉升次郎	沢田 博
内堀 仁助	鈴木 順二
森作源之助	飯田 俊雄
大久保喜兵衛	松金 まさ
西山 とく	
牛堀町	鈴木順太郎
鈴木順太郎	綱島 茂
大森 一郎	方波見 誠
玉造町	井坂 道雄
井坂 道雄	松崎 康雄
宮本傳重郎	法水 正義
北浦村	邊田 ヒデ
邊田 ヒデ	岡里 美枝
三、鹿島郡醫師會	
鉾田町	高須三左尾
高須三左尾	白石 正清
木城 晟	狩谷 慶喜
菅井 秀三	谷島 悟朗
米川 衛	高橋 岸郎
小口 繁人	木城 卓二
謝花 徹夫	水野 春江

鹿島町	小沢 榮吉
小沢 榮吉	松岡 勇
春日 正信	東郷 正安
佐々木平壽	内田 五一
森島 猪二	
波崎町	山本 倉太
山本 倉太	佐々木陽一
笹島 義男	森田 太助
関戸 司一	花ヶ崎 里
大林 輝明	
神栖村	高木 儀
高木 儀	山本 徹藏
人見 憲治	城之内武夫
向山 武次	中野 眞夫
大野村	兒玉 知世
兒玉 知世	出津 新平
原 茂一	西山 信一
大洋村	小島源十郎
小島源十郎	白石 清見
小室 乙次	
旭 村	神谷 武
神谷 武	黒田 光敏
重藏 十念	一浩
坪 一男	
四、稲敷郡醫師會	

江戸崎町	本橋 司郎
本橋 司郎	木村秀三郎
本橋 久和	宇津木九四郎
宇津木哲男	坂本 美樹
大久保忠男	鴨下 もと
阿見町	丸山 保雄
丸山 保雄	中西 謙三
岡部 正明	坪田 五郎
淺野 浩男	細田 米治
新利根村	有坂 麓
有坂 麓	池延 行雄
東 村	中野 愛
中野 愛	平山 寛
竹尾 浩作	大塚勝四郎
宮本 公夫	根本 茂
宮本 佳子	
櫻川村	和田 淳
和田 淳	木内 保
秋本 文夫	大久保俊一
津村 君江	
美浦村	新堀 馨
新堀 馨	坂本 正一
大淵 重敬	大野 恒男
葉梨 英二	河崎 武
崎 勝	

(水戸市醫師會とは近日中に契約の予定)

水戸日赤病院	国立水戸病院
国立水戸病院	国立霞ヶ浦病院
国立霞ヶ浦病院	国立千葉療養所
国立千葉療養所	国立村松晴嵐荘
国立村松晴嵐荘	千葉縣立佐原病院
千葉縣立佐原病院	茨城縣立友部療養所
茨城縣立友部療養所	茨城縣立内原精神病院
茨城縣立内原精神病院	茨城縣内各保健所
茨城縣内各保健所	茨城縣内各國民健康保險直營診療所
茨城縣内各國民健康保險直營診療所	東京醫科大學霞ヶ浦病院
東京醫科大學霞ヶ浦病院	茨城縣内各協同病院
茨城縣内各協同病院	筑波療養所土浦診療所
筑波療養所土浦診療所	白十字會恩賜保養農園
白十字會恩賜保養農園	鹿島診療所
鹿島診療所	宮崎精神病院
宮崎精神病院	國民健康保險小川中央病院

この場合はこの約束は無効である。だからこの約束に従うように相手に要求することができない。知事の許可をえられなければ、小作契約は地主や小作農の意向に關係なく自動的に更新してしまふのである。
4、小作契約を打ちきるためにはどうするか
(1)、小作契約を打ちきる方法としては3に書いた更新拒絶のほかに契約の解除、解約の申込み、合意解除がある。
(2)、契約の解除といふのはたといば小作農が小作料の支拂をしないなど農地を借りていない者として当然しなければならぬことをしない(債務不履行)場合に一方的に契約関係をなくすることである。
(3)、もし農地法というものがなければ地主は期間のとりきめがある小作契約の場合にはそれが終つたときに更新拒絶を、期間のとりきめのないときにはいつでも解約の申込みを相手に要求することができない。知事の許可をえられなければ、小作契約は地主や小作農の意向に關係なく自動的に更新してしまふのである。

動力撒粉機を整備

今町予算三〇万円を以つて病害虫防除用動力撒粉機を購入、左記の通り増加備付をしたので大いに利用して下さい。

備付場所	旧備付数	新備付数	計
町役場	二	一	三
太田共済	一	一	二
大和支所	一	二	三
小高支所	一	一	二
行方支所	一	一	二

備付場所に至り所定の手続をしてから使用すること。
れを自分の都合で自由に出るものである。

しかしこれでは農地の利用関係が不安定になり農業生産も低下するであろう。
また契約の解除といつてもなにか止むを得ない事情があつて債務が履行出来なかつたのでも知れない、今後の履行がはつきりすれば契約を続けさせた方が農地の利用安定と農業生産の向上という目的にそつ場合も多からう。それに合意解約も地主、小作農の両者の合意であれば問題はないが経済的にある場合には社会的にも弱立場にある小作農がむりに承諾せられて合意の如く解約する場合もあるかもしれない。もしもこのようにことがあつては農地の利用は不安定となり、農業生産の向上はのぞめない。
(3)、そこで農地法契約の解除も解約の申し入れも、合意解約も更新拒絶の通知をするにも要するに小作契約を打ち

ろうとするときはすべて前もつて知事の許可を必要とすることになつてゐるのである。
4、許可を受けないとなつた許可を受けないで契約の解除をし解約の申し入れをし、合意による解約をし、更新拒絶の通知をし、更新拒絶の効力がないと云ふことは要するに小作契約関係が打ち切りにならないということである。だからさういふことをしてみても小作農は相變らず適法に耕作をつづけられるし地主には耕作出来る権利はもどつてこないものである。
(4)、小作契約の打ち切りをやれば農地法違反として罰則の適用を受けることになる。